

令和3年度第1回雲南市原子力発電所環境安全対策協議会

日時：令和3年8月2日（月）14：00～16：00

会場：雲南市役所本庁5階 全員協議会室

■会議録

高田防災部長（雲南市）

失礼いたします。まだお見えでない方もいらっしゃると思いますが、ご案内しておりました時間となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回の雲南市原子力発電所環境安全対策協議会を開催させていただきます。本日は、皆様にはお忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の司会を務めます、高田防災部長の高田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず開会にあたりまして、石飛市長がご挨拶を申し上げます。

石飛市長

皆さんこんにちは。本日は、大変ご多用の中、雲南市原子力発電所環境安全対策協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。まずもって、先月、7月の豪雨により被災された方々に対して、お見舞いを申し上げます。7月6日から大雨により、幸いにより人的被害は無かったものの、市内各所に甚大な被害が発生いたしました。激甚災害の指定を受け、今後は少しでも早い復旧と、被災された方々への支援に向けて、鋭意取り組んでまいりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

さて、この会議につきましては、元々4月に予定させていただいていたところですが、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みまして、中止とさせていただいたところでございます。本日は、感染対策を講じた上での開催とさせていただきましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

この協議会は、島根県原子力発電所の周辺環境への影響、安全対策等を把握し、安全確保等、市民のみなさまの意見等を原子力安全対策に反映する事を目的として設置しているところでございます。ご承知のとおり、島根原子力発電所2号機につきましては、国の原子力規制委員会における、新規制基準への適合性審査が実質的な終了を終え、審査書案の了承、そして、パブリックコメント実施が行われてきたところでございます。雲南市といたしましては、本日を含め、市内各団体の皆さま、原子力顧問会議や市議会の皆さま等、各班のご意見をよくお聞きした上で、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

一方で、国のエネルギー政策の根幹となるエネルギー基本計画は、3年ごとに見直しが行われているところでございますが、現行の第5次計画の見直しが、ちょうど今年行われているところでございまして、7月21日にはその原案が発表されたところでございます。

そこで本日は、経済産業省 資源エネルギー庁の前田博貴様から、「我が国のエネルギー政策について」と題して、ご講演いただく事といたしました。残念なことに、緊急事態宣言が発令中のため、オンラインでのご講演となりますが、なかなか直接お聞きする事がない貴重な機会となると思いますので、どうかご清聴のほどよろしく願いいたします。前田様にはお忙しい中とは存じますが、よろしく願いいたします。

全体的には、限られた時間ではございますけれども、講演とあわせ、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜り、実り多い会議としたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上、開会にあたってのご挨拶といたします。

高田防災部長

本日の会議は、講演と議事の2つ区分で進行をさせていただきます。初めに、本日お配りしております、資料の確認をお願いいたします。既にお配りしております、上から、議題、それから委員の皆さまの名簿、それから協議会の要綱、受付でお配りをしました席次表、それから続いて講演のテキスト「我が国のエネルギー政策について」と題しまして、ホチキス止めしましたものでございます。それから、資料の1としております、「島根原子力発電所2号機の規制委員会における審査の進捗状況等について」、続きまして、「原子力防災に係る「緊急時対応」のとりまとめについて」という事で、資料No. 2として綴りひもで綴っている資料でございます。それから最後に、委員の皆さまには質問書としておりまして、本日の会議の中で質問しにくいと、というような場合には、質問用紙にご記入いただきまして、後ほどお帰りの際に回収をさせていただきます。後ほどご回答を差し上げると、いう風にしたいと考えております。資料については以上でございますが、お配り漏れなどございませんでしょうか。もしございましたら、また後ほどお声がけをいただきたいと思っております。

それから、本日の会議は公開とさせていただきます。また、会議録作成のため、録音、及び、雲南市ホームページの掲載につきまして、あらかじめご了承くださいとおもいます。併せて、本日の講演を含め、会議内容を雲南夢ネットにおいて、収録をいただきまして、市民の皆さまにもご覧いただけるよう、後日放映する予定としております。放映日が決まりましたら、改めてご案内いたしますが、その点についても、ご了解いただきますようお願いいたします。

また、委員の皆さまお二人に1台マイクを準備しております。ご質問、それからご意見等いただく際には、マイクの台座にスイッチがありますので、そのスイッチを押していただきまして、マイクの先端の赤い表示が点きましたらご発言をお願いしたいと思います。なお、終わられましたら、その際にスイッチを切っていただきたいと思っております。マイクが何台か同時にスイッチが入っておりますと、混線する事になりますので、その点お気を付けいただきたいと思っております。

それでは、これより講演に入りたいと思っております。本日の講師は、経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地政策室長の前田博貴様に、「我が国のエネルギー政策について」と題してご講演をいただきます。ご講演いただきます前田博貴様におかれましては、平成15年4月に経済産業省に入省されまして、平成24年7月、石川県商工労働部産業政策課長、平成27年7月、中小企業庁経営支援部経営支援課課長補佐、平成29年7月、内閣府原子力被災者生活支援チーム課長補佐、平成30年6月、大臣官房福島復興推進グループ政策企画委員、令和元年7月、地域経済産業省グループ地域企業高度化推進課長を歴任されまして、現職にお就きになっておられます。

なお、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令中のため、オンラインによる講演となりますことをご了承いただきたいと思っております。後ほど、質疑の時間も設けますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、お待ちせいたしました。前田様どうぞよろしくお願いいたします。

【講演】

1. テーマ：我が国のエネルギー政策について～日本のエネルギー政策と原子力について説明～ (経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地政策室長(原子力広報室長併任) 前田 博貴)

前田氏(資源エネルギー庁)

はい。只今ご紹介いただきました、資源エネルギー庁原子力立地政策室長の前田でございます。まずは、先日の災害につきまして、心よりお見舞い申し上げます。本日は、石飛市長はじめ、雲南市の皆様におかれましては、このようなご説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みまして、本日は遠隔での参加となります。こちらの通信環境等でご不便をおかけするかもしれませんが、あらかじめご容赦賜れば幸いです。本日は、国のエネルギー政策の全体像、それから、その中でも原子力政策につきまして、ご説明をさせていただきます。どうぞ、忌憚なき意見を賜りますようお願い申し上げます。

では、早速資料の方に入らせていただきます。1 ページ目の目次でございます。まず初めに日本のエネルギー情勢ということでございます。次に、先ほどご紹介ございましたけれども、現在見直しを進めておりますエネルギー基本計画をご説明いたします。最後にその内、特に原子力政策について、ご説明をさせていただく事といたします。

では、おめくりいただきまして、まず初めに日本のエネルギー情勢3 ページ目でございます。このエネルギー政策を進める上での重要な観点として3つのEという事で私どものキーワードを整理してございます。1つ目は、エネルギー自給率という事でございまして、いわゆるエネルギーの安定供給という観点でございます。2つ目は、エネルギー供給におけるコスト・経済効率性という観点でございます。3つ目は、地球環境に及ぼす影響の低減、いわゆる環境適合という事でございまして、これらすべて英語に訳した形になりますと、Eが付くものでございますから、3つのEという言い回しをしてございます。では、3つのEの状況につきまして、次にご説明させていただきます。

1つ目は4 ページ目でございます。エネルギーの安定供給性という事でございます。こちら、図のほうが出てございますけれども、IEA国際機関の定義に基づきまして、エネルギー自給率は2019年時点で12.1%という事でございまして、OACD加盟国の中でも下から2番目という、脆弱な状況になってございます。脆弱な状況という事でございますので、仮にかつてのオイルショックのような外生的な影響を受けますと、皆様の生活、あるいは、経済基盤である電力に安定供給に支障が生じるという事でございますので、安全性を大前提にしまして、まずはこの安定供給を第一に考えてございます。

次に5 ページでございます。2つ目のEという事でございまして、いわゆるコストの関係でございます。震災以降、原子力発電所を代替する形で、火力発電を増やしてございます。この燃料費の負担、あるいは、再生可能エネルギーの制度更新に伴いましての賦課金の導入等に伴いまして、電気料金はですね、震災前と比較しますと、家庭向けで約22%、産業向けで25%上昇してると、いう状況になってございます。コストでございますので、当然のことながら、皆様の暮らし、あるいは企業活動にとって影響が生じるというものでございます。

次に6 ページでございます。3つ目のE、環境適合性という事でございます。ここ10年の我が国の温室効果ガスの排出量の推移を表してございます。この表の3列目、発電に

よって排出されたCO₂を見ますと、原子力発電所を代替する形ですね、火力発電を増やしてございます。従いまして、一旦はCO₂排出量が増加を、震災後はですね、してございます。その後、省エネ・再エネの拡大、あるいは、原子力発電所の再稼働という取り組みによりまして、排出量が下回ってきているという状況になってございます。そうした中、後ほどご紹介いたしますけれども、カーボンニュートラルという事で環境適合性の需用性に今一度フォーカスが当たっているという状況でございます。

次のページ、7ページでございますけれども、3つのEの関係でいくつかご紹介の事案がございます。まず7ページ目でございますけれども、中東情勢の不安定化の関係でございます。この特に化石燃料、石油中心でございますけれども、この中東情勢ですとか、あるいは、世界ですね、様々な情勢変化の影響を受けるそういう状況になってございますので、そういう意味でもこの安定供給というところはですね、常にこうした要素と関連していると、いうところでございます。

次に8ページでございます。近年、残念ながら自然災害が頻発してございますけれども、そういった中で停電も発生してございます。電力をこの安定的に供給するのはですね、もちろん供給網というところもありますけれども、この北海道の事例にもございますが、電気の供給と需要が常に釣り合っているというような要素が非常に重要となってございまして、その意味でもこの安定供給については、常日頃から多くの努力が行われているという事でございます。

続きまして9ページでございます。電力の需給ひっ迫の状況でございまして、これは昨年の冬というか、今年の冬ですかね、12月から1月にあたっての、このあたり非常にこの、寒波の中ですね、非常に燃料も高騰もしましたし、また、電力需要もですね、非常にひっ迫した状況が実は発生していたという事でございます。エネルギーについては、常にこうした状況が千変万化する、そういう状況の中ですね、いろいろなリスクを踏まえてどんな時でも安定的に供給がされると、そういう需給構造を私ども目指していると、いうところでございます。

では、そういった中、国の計画につきまして、まず現状の計画ですけれども、10ページ以降、エネルギー基本計画について、ご説明を申し上げます。まず11ページでございます。このエネルギー政策の基本的な視点といたしまして、先ほどご説明いたしました3つのEに、震災以降ですね、安全性、セーフティのSが加わってございます。この3EプラスSという事で私ども政策を進めてございまして、この安全性をまず大前提に、そしてエネルギーの安定供給を第一として、経済効率性向上と環境適合性を同時に達成していくという事で、いわゆるSプラス3Eというような形で捉えているところでございます。

次に12ページでございます。この、政府のエネルギー基本計画につきましては、類似の改正、あるいは需給の見通しと、いう形を常に立てながらですね、状況を見ながら計画を変えてきているということでございまして、現在の計画につきましては、この2018年の7月に策定されたものでございます。ご覧のとおり、大体3年ごとに見直しを行ってございまして、まさに今、第6回の見直し作業という事でございます。それは後程ご説明申し上げます。

この13ページでございますけれども、このエネルギー基本計画について、この中心的考え方、Sプラス3Eある訳ですけれども、その上でですね、エネルギー源にはそれぞれメリット・デメリットがあると、いう事でございます。こうした一長一短ございますので、3Eを同時に満たすような単独のエネルギー源というのは、残念ながら存在しないという状況であるところでございます。従いまして、それぞれのエネルギー源がですね、どういっ

た特性を持つのか、それらを上手く組み合わせてですね、複数のエネルギーを組み合わせてすることで、多層的な供給構造を実現する事が重要という風に整理をさせていただきます。

では、どういう一長一短があるのか、というところが14ページでございます。各エネルギー源ごとの特徴という事でございまして、上から順に申し上げますと、石油についてはですね、この中東不安といったところが常に背中合わせである一方、備蓄はしやすいという特性もございます。こういった特性を持っているのが、石油といったところでございまして、次の行、LNG、いわゆる天然ガスでございます。これは震災以降非常に火力発電でこちら増えてきたわけですが、マイナス16.2℃に冷却して、液体として、そして気体である状態からだいぶ圧縮した状態で輸送してくるという状態なものですから、なかなかその長期に大量の備蓄を行うというところは苦労が伴うという課題も抱えているところでございます。次に石炭でございますけれども、こちらについては、安定供給といえますか、調達がやすくコストも安いと、また、備蓄もしやすいというメリットもある訳ですけれども、ご案内のように、二酸化炭素の排出量自体はですね、これら化石燃料の中では大きいというデメリットを抱えているところでございます。次の行、原子力につきましては、安定供給性あるいは効率性に優れておりまして、運転時の温室効果ガスの排出も少ないと、それから、数年に渡って、国内のですね、保有する燃料だけで生産ができるという、いわゆる純国産エネルギー源としての特徴もある訳ですけれども、ご案内のように、震災以降この安全性に対する懸念はまだまだ払拭できていないという状況でございます。その下の再生可能エネルギーについては、国内で供給され、CO2を排出しないという大きな強みがあるところでございますけれども、どうしてもですね、気象条件による影響・変動を受けやすいという特徴ですとか、あるいは、いわゆる需要と供給が釣り合っているという意味においてはですね、この部分が非常に難しい要素になってくるというところでございます。それと、適地がどうしても限られているといったような問題があります。こういう中、先ほど申し上げた賦課金の国民負担も上がる訳ですが、それぞれ以上申し上げたように、一長一短あるわけですし、それぞれの良いところを上手く活かしながらですね、ミックスをさせていくという事が私ども重要という風に考えているところでございまして、こうした考え方を15ページ、あるいは、16ページでございますね、まとめて書かせていただいたところでございます。ですので、このミックスしていくというところが非常にエネルギー政策の要点になっているところでございます。

で、そういう中、17ページでございますけれども、昨年10月にですね、総理の方から2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラルを宣言されました。また、今年4月には2050年目標と、整合的で野心的な目標としてですね、2030年に温室効果ガスを2013年度から46%削減する目標を示しました。こういった総理のご宣言を踏まえた形で、現在エネルギー基本計画とエネルギーミックスの見直し作業を進めているというところでございます。

18ページ以降、まさに今議論中でございますけれども、政府の審議会で先月の21日に公表いたしました、次のエネルギー基本計画の素案の目次をお示ししております。この目次に沿ってポイントに沿って、この計画の概要をご紹介させていただきます。

19ページでございます。次期エネルギー計画の全体像でございますけれども、2050年カーボンニュートラル、2030年の新たな削減目標の実現に向けたエネルギー政策の実現、エネルギー政策の道筋を示す事、これを貫く重要なテーマとしております。そして、先ほど申し上げたとおり、安全性の確保を大前提に気候変動対策を進める中においても、この安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取り組みを進めるという、Sプラ

ス3Eの方針を堅持してございます。

次に20ページをご覧ください。我が国のエネルギー政策の原点は、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験反省と教訓を肝に銘じて取り組むことから始まります。従いまして、最後まで廃炉も含めた、福島の復興再生に全力で取り組んでいくと、いう事が大前提でございますし、これは経済産業省の最重要課題となっております。

次に21ページをご覧ください。2050年に向けては、1行目でございますが、温室効果ガスの8割を占めるエネルギー分野の取組みが重要となります。ただ、このカーボンニュートラルは、決して容易なものではもちろんございません。総力を挙げた取組みが必要になってくるという事でございますし、大まかな方針を申し上げますと、この電力部門においてはですね、すでに実用段階にある、脱炭素電源を活用し、着実に脱炭素化を進めていくという事が重要でございます。具体的には、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則のもとで最大限の導入に取り組むと、いう事でございます。そして、原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していくと、いう事でございます。これに加えまして、水素やアンモニアの活用など、イノベーションに取り組みながら、あらゆる選択肢を追求していくという事が重要という事でございます。

次に22ページを開いていただければと思います。まずはこの2030年の46%削減に向けてという事でございます。まずは需要サイドの取組として、ここに色々書いてございますけれども、規制や支援の強化により、徹底した省エネをさらに追及していくと、いう事でございます。このエネルギーの使用の合理化を図るというのが、まず、このページに書かれている事でございますけれども。

次のページ、23ページでございます。今度は供給サイドでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、最優先の原則で、国民負担の抑制と地域との共生を図りながらという事でございます。そういう中で最大限の導入を目指す、という事でございますし、太陽光発電、あるいは洋上風力発電の拡大などに取り組んでまいりまして、適地の確保や系統性やこの克服、コスト削減の課題がございます。こうした課題にも全力で取り組んでいくと、いう事でございます。

次のページ、同じく非化石エネルギーとして原子力という事でございますけれども、こちらについては、後ほど詳細をご説明申し上げます。

次に25ページでございますけれども、2030年に向けた化石エネルギー、火力の関係ですね、それから電力システム改革という事で、こちら記載しております。火力発電に関してはですね、今まさに供給を支えている、そういう電源である訳ですけれども、この安定供給を損なわないようにしながら、環境負荷に配慮した形でですね、徐々に電源構成に占める比率を引き下げていくと、いう事でございます。また、この脱炭素化等という事で、アンモニアですとか、水素を混焼させ、あるいはそのカーボンリサイクル、こういったところにも取り組んでいくと、いう事でございます。そういった中、この電力の市場といいますか、電力システムについては、脱炭素の中での、この安定供給を実現していくというところの工夫をいつか凝らしていきたいという風に考えてございます。

次に26ページでございますけれども、先ほど申し上げた水素・アンモニアという事でございますし、これはあの、ご案内のように燃えるとCO2という形、二酸化炭素にならない訳でございますけれども、これを新たな資源と位置付けてですね、社会実装を加速していきたいと考えていきます。その際には、この需要サイドにおける、利用の拡大にも取り組んでいくと、いう事が大事になってくるかと思っております。

次に27ページをご覧くださいいただければと思います。カーボンニュートラルへの円滑な移行を進めつつ、よりこの資源・燃料を安定的に確保していくと、言うようなですね、総合的な資源外交も進めて、供給体制も進めていくという事でございます。

次に28ページでございますけれども、エネルギーミックスというところでは結果どうだと、いうところですが、真ん中に表がございます。太字になっていない真ん中の列でございますけれども、これが現行目標と申しまして、現在のエネルギーミックスで掲げている目標値という事でございます。ここからどう拡大していくかというのが、右側の2030年ミックスの太字で書かれているところの数字でございます。まだまだこの暫定値というところとして、最後の積み上げ、詰めを行っているところでございますけれども、徹底した省エネルギー、それから、非化石エネルギーの拡大を進める上での、需給両面における様々な課題の克服を、野心的にですね、想定した場合に、どのようなエネルギー需給の見通しになるかというものでございまして、例えば再生可能エネルギーについては、現行目標22から24%ですけれども、ここを約1.5倍の、36%から38%にまで大きく引き上げようというものでございまして、なかなか容易ではないですけれども、今、政府内の力を尽くしてこの積み上げ作業を行っているところというところでございますけれども、原子力につきましては、真ん中にございますように、20から22%というところ、これは現在の目標でも抱えてございますけれども、ここは据え置くと、言う形を取ってございます。2030年、目標のタイミングは変わりませんが、ここは引き続き持する数値となっております。そのような中、この再生可能エネルギーの拡大と連動してですね、LNG、石炭、こういったところが比率が下がっていくというところで、想定してございますけれども、なかなかハードな目標値でございますので、しっかり取り組んでまいりたいと、言う風に考えてございます。再生可能エネルギーにつきまして、いくつか補足説明がですね、概要資料の方にも入っております。

詳細は割愛しておきますけれども、例えば30ページにあるようなですね、①から④まで、いろんな形の施策がございますけれども、こういったものを色々掘り下げていってですね、系統増強ですとか、あるいは地域と共生した再エネの導入の促進ですとか、民間企業における自家消費ですとか、それから地熱ですとか、色々含めてですね、徹底的に取り組んでいくという方針でございます。

その結果として、31ページ、3つのEがどうなのかというところでございますけれども、まず環境適合につきましては、45%程度の温室効果ガスの削減をめざして取り組んでございますけれども、エネルギー起源のCO₂が温室効果ガスの下半ですので、45%の減少を目指すという事でございます。自給率については、30%と現行のミックスより少し上がってくるという事で、コストについてもですね、同様に、現行のミックスに比べますと少し上がってくるというような想定でございます。

以上が、現在のエネルギー基本計画の見直しの概要という事でございますが、このうち原子力につきまして、以下、詳細を申し上げます。33ページ以降でございます。早速34ページ、先ほどと同じスライド・中身ですけれども、原子力につきましては長期的なエネルギー需給構造の安定に寄与する、重要なベースロード電源であるという形で位置付けてございます。原子力についてはですね、繰り返しで恐縮ですが、いかなる事情よりも安全性をすべてにおいて優先させ、国民の、この初めのポツですね、国民の懸念の払しょくに全力を挙げ、原子力規制委員会による世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めていくというのが政府の出した方針でございます。その際には国も前面に立ち、立地自治体の皆さまを

はじめとする、関係者のご理解とご協力を得るよう、取り組んでいくという事でございます。さらには、使用済み燃料対策、あるいは核燃料サイクル、最終処分等の様々な課題の克服にも取り組んでまいります。

次に35ページをご覧ください。では一体海外はどうかというところがございますけれども、海外でもですね、アメリカをはじめとしてヨーロッパ・中国・ロシアなど、将来に渡って原子力を利用する方針を打ち出しております。また、国際機関においても、2019年にクリーンエネルギーへの転換において原子力は重要な役割を果たす、という言及があるというような実情でございます。

次に36ページをご覧ください。原子力発電所の全国状況という事でございます。上の方に数が書いてございますけれども、現在10基の発電所の再稼働が行われたと、いうところがございます。さらに6基がですね、原子力規制委員会の安全審査に適合したとみられてるという事でございます。うち、理解表明まで至ったのは、そのうち3基という事でございます。で、本日のご関係でもございますけれども、島根2号機に置きましては、現在、新規規制基準の審査中というステータスになるところでございます。

次のページはですね、新規規制基準の策定・安全性の向上の取組みについて記載をしております。非常にシビアなアクシデントが発生した場合の対策というところも新たに要求されているというところがございます。これは、安全性については原子力規制委員会の判断事項でございますけれども、世界で最も厳しい水準という風なところがあると承知しております。

38ページでございますけれども、事業者においてもですね、この規制に加えまして、色々な安全対策を行っているという事でございます。39ページでございますように、安全性向上に向けてですね、単独の事業者としての取組みではなくて、産業界大での取組みも行っているというような状況でございます。

次に40ページでございます。核燃料サイクル政策についてご説明申し上げます。原子力発電に伴って発生した使用済み燃料は、廃棄物の量の減少や有害度の低減の観点から、再処理を行うというのが、国の基本的な方針となっております。核燃料サイクルの取組みにつきましては、大きく前進してございまして、六ヶ所再処理工場ですとか、MOX燃料工場の竣工、使用済み燃料対策の推進、最終処分の実現、プルトニウムバランスの確保の取組みを加速する事が重要という事でございます。

41ページをご覧ください。青森県六ヶ所村の再処理工場につきましては、昨年7月29日に原子力規制委員会から事業変更許可を取得致しております。今後、設計工事の審査を受け、安全対策工事や、使用前事業者検査を経て、2024年度上期の竣工を目指して取り組んでいるという状況でございます。

次に、高レベル放射性廃棄物の廃棄処分について、42ページでございます。使用済み燃料を再処理して再利用した後ですね、残る物質を安定的なガラス固化体と言う形にしまして、幾重にも防護処理してですね、地層処分をするというのが、国の方針となっております。

このため、43ページでございますけれども、科学的特性マップと言うところですね、この活断層ですとか、火山活動が無い、といったような土地について、お示しをしております。全国各地で対話活動を実施していると、いう状況でございます。

44ページについてでございますけれども、そうした中、北海道の寿都町、それから神恵内村がですね、最終処分地選定に向けた検討材料を集めるための文献調査の受け入れを判断されたと、いう事がございます。すでにこの文献調査の方を開始しております。引

き続き全国の多くの地域です、この最終処分事業に関心を持っていただけるように、対外活動に取り組んでまいりたいという風に考えてございます。

45ページにつきましては、この文献調査の後ですね、地元の意見を聞いたうえで、この概要調査、精密調査を経て進んでいくと、いうところですが、非常にこの長期に渡る取り組みである訳ですけども、しっかり解決していくという意思を持って取り組んでまいりたいという風に考えてございます。

以上、政府のエネルギー原子力政策についてご説明いたしてまいりました。先ほど申し上げました通り、気候変動問題への対応ですとか、いろいろな要素がある中でですね、純国産エネルギーの確保というのは非常に重要な課題でございます。こうした観点から、安全確保を大前提としたうえでですね、環境性能や供給の安定性に優れた原子力発電を活用していくことは重要であると、いう風に私ども考えてございます。2030年のエネルギーミックスの実現に向けて、原子力規制委員会より基準に適合すると認められた発電所についてはですね、運転を進めていく方針でございます。島根原子力発電所2号機につきましても、現在審査中という状況でございますけども、仮に、規制基準に適合すると認められた場合におきましては、事業者である中国電力が自らですね、地域の皆様との信頼関係を積み重ねていくのはもちろんですけども、私ども政府といたしましても、関係者の皆さまのご理解・ご協力を得られるよう取り組んでまいりたいという風に考えてございます。

以上、ご説明の方を終わらせていただきます。大変どうもありがとうございました。

高田防災部長

ありがとうございました。それでは、これからの時間、委員の皆さま方からのご質問・ご意見を受けていきたいと思っております。ご質問のある方は挙手でお願いいたします。

吾郷委員（公募委員）

公募委員の吾郷希穂といいます。先日、パブリックコメントを提出しようと思って、トライをさせていただいたんですけども、ちょっと難解ですごく大変で、なかなか送信ができずですね、間に合わず、（提出）できなかつたんですけども、この島根原発2号機についてのパブリックコメントは今締め切られたんですけども、大体どれくらいの数で、どんな内容なのか、もしかしてまだ分かっていないとは思うんですけども、可能な限り今現在分かる事を教えていただきましたと思います。

前田氏（資源エネルギー庁）

おっしゃっておられるのは、規制委員会から実施しておりますパブリックコメントに関するご質問という事でよろしいでしょうか。

吾郷委員（公募委員）

はい。そうです。

前田氏（資源エネルギー庁）

こちらについてはですね、まさに独立機関である規制委員会からのパブリックコメントという事でございますので、私ども現状どのような状況かということではですね、知り得ない状況でございます。大変恐縮ですけども、パブリックコメントについて、なかなか期限までに難しかったというご事情をいただきましたけども、私どもとしてはですね、すいません、お答えしかねるご質問という事になるところでございます。大変恐縮でございます。

吾郷委員（公募委員）

わかりました。ありがとうございます。

高田防災部長

その他、いかがでしょうか。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

ちょっと質問いたします。私自身もはっきり分かりませんので、あなた方も何を言っているか分からないと、言う点が多々あると思いますが、この前会合（雲南市安全対策協議会）が開かれたのが、だいぶ前でしたね。1年まで経っておりませんか、この前会合が開かれてから今日まで。

高田防災部長

この安対協（雲南市安全対策協議会）の事ですか？

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

この会の事です。

高田防災部長

前は、今年の1月25日に開催をしております。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

1回ですか。まあそれは良いですが、その時にお尋ねしたのは、安来とですね、出雲と雲南とが共同で、原発に近いから、協定かなんか結ばないといけないのではないかという申し入れをしておられましたね。

まず、それが進行したかどうかという事と、併せまして、私らは、新聞等か何かでないと情報が入りませんので、それを見ますとですね、非常に危険であると。

それからもう1点は、広島かどこか行かないといけないようですが、緊急事態が発生した時に、車に乗っていかなければならないと、車がいい具合に広島まで行く間に、あなたたちは（広島まで）行けなくなってしまうのではないかと冗談を言う人がいるが、そういう場合に、交通の混乱とか、あるいはその他の状況が発生して本当に避難が安全にできるかどうか、かような事がわかりません。情報が流れてきませんので、今の私が言っている事も、あなた方にどういう意味で伝わっているか分かりませんが、全国的には非常に大変な問題で、福島に次ぐような問題が発生してはいけないのではないかと心配される方も多々あります。

併せまして、最初に申しあげました3市で共同で何か申し入れされました事、他、併せまして、30キロ圏域に入っているわけですが、松江の方は補償してもらっておられるようですが、この30キロ圏内に入ったところで補償があるかないか、このような事が今後どのように進めていかれるのか、進めていかないのか、という点をお尋ねしたいと思います。

前田氏（資源エネルギー庁）

ご質問ありがとうございます。1つ目は、いわゆる安全協定に関するご質問という事でございますけれども、こちらの安全協定につきましては、原子力事業者と自治体の皆さまの間ですね、結ばれている・締結されている協定と承知をしているところでございます。この安全協定につきましては、そういう意味では私どもの考えとしてはですね、まさにこの原子力発電所が所在する立地自治体の立場を尊重しつつですね、でも、地域によって経緯や事情は様々でございますので、いろんな形というのがですね、見えるところという風に考えてございます。その上で、この事業者、中国電力自らがですね、しっかりとこの地域の皆さまと向き合って、この地域との信頼関係を大切にしていくと、言う意味に置きまして、この安全協定につきましても誠実に対応していくという事が、私ども重要と考えてございます。

政府としてはですね、引き続き周辺の自治体様を含めてご理解ご協力を得られるように、丁寧な説明を尽くしていきたいと考えてございますので、この協定そのものにですね、どうしているかという事につきましては、基本的には事業者自らが誠実に地域の皆さまと向き合っていくことという風に考えてございます。

それから、2つ目のご質問は、避難計画に関するご質問かと思えます。そういう意味では、具体のところは常に詰めていくといいますか、実効性を上げていくという事が非常に大事なところでございますので、そういう意味ではですね、現在計画の策定作業のほうが進んでございますけども、常に訓練もしつつですけども、実効性を上げていくというところが大事なところかと思えますので、ご質問に対する直接のお答えにはなっていないかもしれませんが、地域の特性を見ながら実効性を上げていくという事で私ども国としてもですね、地域の皆様と一緒に、自治体の皆様と一緒に考えていくという方針で進めてございます。

高田防災部長

難波委員、いかがでしょうか。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

もう1つ聞きましたが、補償の問題ですね。私もはっきり条文を読んだことはございませんが、何か松江は30キロ圏域になって、原発から補助金か交付金をもらっておられるという事ですが、同じ30キロ圏に入っても、雲南市や安来市、出雲市のことはいかなるもののでしょうか。そういったことがあるのかないのか、はっきり分かりませんので。

前田氏（資源エネルギー庁）

“ほしょう”とおっしゃってらっしゃるのは、事故が起きた時の補償といたしますか、賠償の関係でおっしゃっているというよりは、いわゆる立地自治体といたしますか、原子力発電所の稼働に伴う国の様々な措置の事をおっしゃっておられるのでしょうか。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

そのことはあなた方が専門家でございますので、私がお尋ねしているのは、まず松江という市がありますが、あそこは原発の地域になっておりますよね、そうすると危険地帯か何地帯か分かりませんが、そういうような特殊な所でございますから、中国電力は何か補助金があるのかどうか、あるいは同じ30キロでも雲南市のように半分かかってみたり、安来がどこまでかかっているか分かりませんが、かかる事は同じ事で、風の流れとか、あるいは当時の状況によってはどこに（放射線が）飛んでいくか分かりませんよね、そのような不安定な要素を抱えながら、松江以外のところはどのような補償なり考え方をさせていただきますか。

あなた（前田氏）はどちら（所属）の方ですか？ 県の方ですか？ 中電の方ですか？ まずあなたの立場はどういう立場で答えになっておられますか？

前田氏（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の者でございます。国の者でございます。ご指摘ありがとうございます。原子力発電所の関係でございますけども、やはり「立地」「再稼働」「長期停止」という中でですね、地域の皆さまも様々な影響を受けるところがあるものですから、例えば、そういった中でも、地域資源を使ったですね、事業活動の支援ですとか、あるいは、エネルギーの構造・再エネを増やしていく取組みですとか、そういったところについては私どもサポートの方をさせていただいてございますし、また、避難計画の関係にあたってはですね、この防災の関係を私ども色々な形でサポートというところもしっかり進めていき

いと考えてございます。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

それでもう一点聞かないといけないのが、あなたは県の立場でございますから、県民の立場で言うておられるのでしょうか。

高田防災部長

今講演をいただきましたのは、経済産業省、国の機関として講演いただいておりますので、お答えも経済産業省の立場としてお答えを頂いております。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

はい。わかりました。

前田氏（資源エネルギー庁）

とんでもないです。ご質問ありがとうございました。

光谷委員（9条の会）

国としてですね、使用済核燃料の処理の仕方をどう考えておられるか、と言う事を聞きたいのですが、稼働すれば当然使用済核燃料が出てくるわけですね。その使用済核燃料をどういう風に処理していくのか、現在、再処理工場は稼働しておりませんし、将来稼働するという可能性も極めて少ないと（考えます）。それともう一つ、電力会社がですね、再処理するよりも直接処分した方が良いという考え方を示している面があります。

そういう中でですね、使用済核燃料を一体どのようにして処理していかれるのか、という事を第一点。

それから二つ目はですね、当然動かせば核のゴミが溜まってくるわけです。その溜まったゴミをですね、今寿都町等で検討されて、そこで最終処分場をという事ですけども、実際日本には火山とか、あるいは地震とか、あるいは地下水が豊富に湧き出るわけですから、実際最終処分場を造るという事は、非常に難しい問題があると思います。そういう意味で、本当に最終処分場が日本の地域でできるのかどうか、それが第二点目です。

それから第三点目は、核のゴミを処理する場合には、かなり大きな施設や費用が掛かる訳です。その費用を今後どこから捻出するのか、私たち国民から費用を捻出するのか、それとも電力会社が潰れてもよいから、そこ（電力会社）の資産で処理していくのか、そのあたりの国民負担の問題をお答えいただきたいです。以上、3点よろしくお願い致します。

前田氏（資源エネルギー庁）

はい。ご質問ありがとうございました。1つ目のご質問と2つ目のご質問はやや被るところがございますけども、この使用済燃料をどうしていくのかと、言う事につきましては、私どもの方針としてはですね、この使用済燃料を再処理していく、回収されるプルトニウムを有効利用していくという核燃料サイクルの推進を基本的な方針としております。そうする事によりまして、高レベル放射性廃棄物の減容化、それから有害度が低減するというメリットがございまして、そういった観点からそのような方針で進めているところでございまして、先ほどいただいたようなご懸念もいただくところでございますけども、今年の7月にこの核燃料サイクルの中核となります、六ヶ所（村）の再処理工場がですね、原子力規制委員会の安全審査に合格をしております。

従いまして、ここをしっかりと進めていくという事が大事なわけございまして、同時にこの使用済燃料対策も官民を挙げてですね、使用済燃料の貯蔵の拡大ですとか、中間貯蔵施設・乾式貯蔵施設含めてですね、建設活用していくという方針でございます。

そして最後に、3つ目の質問の関係でもございますけども、その上で出てまいります最終処分につきましては、先ほどの資料で言いますと、43ページの所ですね、ご懸念いただきました火山や活断層に近いという部分は除いた形です、非常に地層が安定していると言う所をマップでお示ししてございます。そういう意味では、この日本の中においてもですね、そういったエリアがあるところがございます、これは国際的な動向としましても、人間生活から離れた形です、地下深くに安定的に最終処分するという方向でございます、先ほどお話ございましたとおり、今北海道の2町村の文献調査が開始しているというところがございます。ただ、これは先が長い取り組みでございます。ただ、国としてはしっかり責任をもってこの問題の解決に取り組んでいくという事が必要ですし、ご懸念としていただきました費用につきましては、法律に基づいてですね、この使用済燃料が発生する量に応じて電気事業者が資金を毎年拠出するという仕組みがございます。従いまして、その時に備えて資金を積み重ねておくというような設計にしている所でございます。以上でございます。

高田防災部長

光谷委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

光谷委員（9条の会）

はい。

高田防災部長

それでは、その他いかがでしょうか。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

すいません。高齢者の団体になりますので、特に高齢化社会になってくるわけですし、若い人の少ない雲南市でございます。高齢者だけ増えてくる、耳の聞こえない者、足の動かない者、そういう人がたくさんいる地域が雲南市ではないかなと、このような所で避難とか立派な計画を立てられましても、それが本当に実現するだろうかという心配を、高齢者の団体として申し上げたいと思いますが、その点について学校の生徒とか、若い人だけではなく、やはり銘々に応じて、にっちもさっちもいかない人、逃げろと言われても逃げようがない、かような事の細部にわたってはまだ検討もされていないし、また、逆にそのような危険なものがあるという事ですので、そういった適切な対応が今後されるでしょうか。それを質問致します。

前田氏（資源エネルギー庁）

ご質問ありがとうございます。今のご質問ですね、私も福島復興にあたっておりましたので、大変重く受け止めてさせていただきます。やはり避難においてですね、特別な配慮が必要な方への対応というのは、おっしゃるとおり非常に大事な要素になってくると思います。そういったよう配慮の方々の避難をどう進めていくかということも含めた形で、避難計画というものを策定してございます。避難計画につきましては、ただですね、色々な指摘をいただけること自体はありがたく、終わりは完璧というところ無いという前提の元、常に改善を続けていく事が大事だと思っておりますので、少しでも実効性のあるものにしていくと常に改善をしていくという事がですね、大事かと思っておりますので、そういったところは訓練を通じながらですね、1つ1つ見つけていくという事が大事かと思っております。

ご質問との関係につきましては、まさに配慮が必要な方への対応は、当然のことながら私ども重要と考えてございますので、そういったものが含まれた形での避難計画という

ものを各地域でたてられていると、言う状況かと思えます。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

はい、ありがとうございます。私も不勉強でございますので、今後しっかり勉強しますので、よろしくお願いいたします。

前田氏（資源エネルギー庁）

よろしく申し上げます。ありがとうございます。

高田防災部長

その他いかがでしょうか。

坂田代理委員（雲南市校長協議会）

すいません。2つほど聞かせてください。主要国のエネルギー自給率というのが、日本は非常に低い、OECDの中でも下から2番目だという話がありましたが、元々日本には資源が無いので、当然の事ではあるんですが、今後この資源の無い日本の中で、エネルギーの自給率をどのように上げていくと、国として考えておられるのか、それは原子力を増やしていくととらえてよろしいでしょうか。4番の資料を見ると、原子力は確かに増えていきますけど、再生可能エネルギーの比率はさほど上がっていないような感じがして、国として、この自給率をどのように上げていくと考えておられるのかという事を1つお聞かせください。

それから2つ目は、14ページの資料の中で、各エネルギーの特徴をお話いただきましたが、少し前のニュースで、必ずしも原子力が1番コストが安いエネルギーではないのではないか、という資料が流れました。これを見ると、経済的コストが原子力が一番低いと出てるんですけど、例えば、核燃料の再処理等で減らすことはできるんですけど、島根県の原子力発電所1号機も廃炉になるという事であれば、それを解体してもものすごいコストがかかる訳です。それに係る費用というのが各電力会社という事になれば、それは我々の電気料金の中に入ってくるのではないかと思います。そうすると、必ずしも原子力が1番コストがかからないエネルギーと考えると良いのか、そのあたりお聞かせください。

前田氏（資源エネルギー庁）

はい。ありがとうございます。まず1つ目のご質問につきまして、4ページで自給率についてどれを念頭に置いているのか、というご質問をいただきました。自給率でございますので、国内で発生し得るエネルギー源ということでございますので、2つ目の質問にも関連しますけど、この再生可能エネルギーのですね、この国内で発生するエネルギー源でございますので、自給率という事については、大きく寄与してくるものという風に考えてございます。また、国際的な考え方としまして、原子力についてもですね、純国産資源というような取り方をしておりますので、原子力についても同様に自給率に寄与していくものと思います。ただ、同じ自給率でもそれぞれ特性が違うといえますか、それはまさに2つ目のご質問にもございますが、14ページの特性比較にもございますが、ここには正確に記載をしておりますが、原子力につきましては、比較的ずっと低出力といえますか、安定した出力を出す事ができるわけですけども、再生可能エネルギーにつきましては、どうしても天候の影響により波があるという特性が一方ではあるという特徴もございますので、従いまして、もっと言いますと、再生可能エネルギーの中でもですね、水力ですとか地熱ですとか、こういったところは安定した出力ができるという事で、もう少しきめ細かく見ながらの設計となっております。いずれにしましても、しっかり皆さまに生活・経済活動の源でありますエネルギー・電力を届けるという意味においては、この安定供給は

非常に重要な要素という風に考えてございます。

それからコスト、14ページの関係で、鋭いご指摘ありがとうございます。実はこのページ自体がですね、前回といいますか、少し前のですね、比較表でございまして、今しがたいただきましたご質問につきましては、先月紙面でも色々出ていたところでございます。事業用の太陽光、いわゆるメガソーラーがですね、原子力発電より安いと、というような形で新聞報道があったところでございます、ここにつきましては少し詳細に補足申し上げます。まず、この試算につきましては、どうしてもですね、一定の条件の中で計算するという事が国際的にも見て1つの決まりとなつてございまして、その過程というのですね、新たな発電設備を更地に建設・運転した場合のキロワットコストでございまして、今しがたおっしゃられた比較表で言いますと、新たに原子力発電所を更地に建設・運転した場合と新たに事業用太陽光発電施設を更地に建設・運転した場合とのコスト比較という事で、どうしても機械的な計算にならざるを得ないところでございます。その上でという事ですけども、ご指摘ございました安全対策費ですとか、福島の実例としてございまして、そういったものを反映した上ですね、比較を行っているというところでございます、事業用太陽光、これは8円台前半から11円台後半という事で、原子力発電につきましては11円台後半でしたので、そういう意味ではですね、遜色なく安いという事は引き続き言えるかと思えます。

一方で再生可能エネルギーにつきましては、どうしてもですね、総合コストといいますか、別途のコストが性質上かかってしまうという特徴がございまして、そもそも更地というところが、なかなか今も難しいという事情があったり、共生をするために火力発電を焚き増ししたりしますので、そういった諸々のコストを考えますと、さらにコストが増える要素は含んでいるという前提での試算という事になってまいります。

というような2つの特性がございすけども、政府の方針としては最優先の原則の元で、再生可能エネルギーについては最大限の導入に取り組むと、その中で原子力発電についても活用していくという事でございます。以上でございます。もちろん、安全確保は大前提でございます。

高田防災部長

その他ありませんでしょうか。

吾郷委員（公募委員）

もう1つ質問よろしいでしょうか。

今日の資料で何度も出ている「安全を最優先に」という言葉と「安全性の確保を大前提に」という言葉がたくさん出てくるんですけど、1人の母として心から願うものであります。今、色々インターネットで情報を拾ってくる事ができますけども、福島の農民連さんのインターネットを見ていましたら、原発処理水についての問題が書いてありまして、「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」という事を、2015年に原発処理水の海洋放出というのを発表しておられましたけども、それを突然に国が決定をしたという事を、農民連のインターネットに書いてありました。これは、7割を超える福島県民の方々、県議会議員の皆さんが反対・慎重の声を上げている事も大きく載っておりまして、こういう事も踏まえて、いったいどこに安全という言葉を用いたらよいのか、先ほどの資料にも、「国民からの信頼確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していく」という文面11ページにありましたけども、こういうようなことが、多々福島では起こっています。

どのように国は国民に対し「安全な」という事をアピールできるのか、また、山積みに

なっている福島の問題がありますけども、どれだけ進展があつて、原子力緊急事態宣言というのが発令されてますけども、いつ頃にそれが解除される目途が立っているのか、という事を教えていただきたいと思ひます。

前田氏 (資源エネルギー庁)

はい、ご質問ありがとうございます。特に福島の関係でご質問いただいたところがございます。いわゆる処理水をですね、現状におきましては敷地内でタンクに溜め続けているという状態になっているところがございます。そういった中、安全性へのご懸念といった形でいただきましたけども、その科学的・安全的な観点も含めてですね、専門家の皆さまを交えて6年間にわたり、あらゆる選択肢を検証いただいたところがございます。その結論として、他に現実的な選択肢は無いという事で、これは安全性を含めての判断という事ですけども、国際的な機関のサポートもありまして確実に安全確保していくという事や、徹底的な風評対策をですね、前提にするというような決定にあたっての前提となっております。この福島の廃炉を進めていく上では、高レベル放射性廃棄物、いわゆるデブリのですね取り出しという困難な作業が待ち受けていまして、そういう意味では敷地の制約がありますと、廃炉にも支障が生じるといった懸念がございます。

また、頂いたご指摘も重く受け止めるところでございますけども、地元からは大量のタンクの存在そのものが風評の原因となったり、帰還を妨げることになったりするのだというようなお声も頂戴している所でございます。こういう中での判断という事で、これは海洋放出自体は国際慣行に沿うものといひますか、いわゆる通常の原子力発電所では実施されているものでして、国際慣行に沿うものという認識でございます。もちろんご懸念される方がいらっしゃるという事は、私どもしっかり受け止めるべきですので、放出はこの2年後程度を目途と言う形で考えてございますけども、その期間で説明を最大限いたしたいという風に考えている所でございます。

吾郷委員 (公募委員)

ありがとうございます。これに関しては、何か数値化をされる事はお考えでしょうか？例えば、先ほど一番最初にコメントさせていただいたんですけど、なかなかパブリックコメントをしようと思ったんですけども、本当に難しく、そこにたどり着くのみの時間がかかり、また、その作成もすごく難しかったんですね。これが、パブリックコメントというものはすごく大事なものだと思ひんですけど、一人でも多くの方がパブリックコメントを出したいと思ひていると思ひんですけども、FAX等もありますけども、それがなかなか上手く届かなかつたりする、そういったきちんとした数値化をして、安全性・国民の理解を得たという形で海洋放出を決定されるという考えが今のところおありですか？

前田氏 (資源エネルギー庁)

はい、ご質問ありがとうございます。まさにこの科学的なデータですとか、検証といった所はですね、東京電力あるいは専門家の方でも出している所かと思ひますが、すいません、今はどのデータかという事は持ち合わせてない所でございます。公開で議論を行つてございますので、掲載はしてございますけども、2つ目いただきましたご指摘としてですね、そうは言つても意見を言うにもすぐ終わっちゃうじゃないかという点につきましては、私ども法律にも則つてパブリックコメントの期間も設定してございますけども、そうはいつてもやはり皆様までなかなか行き届かないというのは、おっしゃる通り現状として大いにあるかと思ひてございます。私どもいつ何時も皆様のご懸念・ご質問・ご意見を頂戴してですね、しっかり考えていくという姿勢でございますので、色々なルートでございますけども、お寄せいただければですね、担当部署の方にもしっかりお繋ぎはしたいと思ひて

ございます。ご質問ありがとうございます。

吾郷委員（公募委員）

はい。是非簡単にインターネットでパブリックコメントが提出できるように、改善の余地があるのかなと思いますので、そこのところよろしく願いいたします。

それと、先ほど言いましたけども、海洋放出について、どの程度、国がもう少し国民の理解を求めなければいけないという、これからの対策をお考えですか？

前田氏（資源エネルギー庁）

はい。いろんな形での説明会あるいは意見交換会というのがですね、海洋放出については現在も行われていると思いますし、もちろんホームページだけではなくて、そういった意見交換も含めて色んな形で国民の皆さまのご意見・ご懸念をいただきつつ、お答えしていくというのが大事かと思っています。

事例で行きますと、昨年2月にこの6年間にわたる検討・考量した後は、700回に及ぶ意見交換ですとか、あるいは書面での意見募集、なかなか間に合わなかったというお声をいただきましたけども、そこでも4000件いただいたりですとか、団体からの意見徴収も29団体という事で取り組んでおりますけども、そうはいつでも不十分ではないかという声がある事については、私ども大変重く受け止めるべきだと思いますので、今後放出に向けた工事ですとか、規制対応をしっかりとしていくという事が進んでいく訳ですけども、しっかりと説明を尽くしていきたいと考えている所でございます。ご意見ありがとうございます。

吾郷委員（公募委員）

ありがとうございます。もう一度読ませていただきます。「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない」という事を国が2015年に福島の方々に説明されましたけども、それ（海洋放出）を突然決定したという事で、そういう事を1日本国民として、なかなか安全性を最優先ですとか、国民の理解なしにという事を「そうですね、島根の2号機の再稼働を賛成します」というコメントは、私はそんなに深い知識は無いですけども、1母として、なかなか難しいという気持ちでおります。どうぞ、これからもよろしく願いします。

前田氏（資源エネルギー庁）

よろしく願いします。ご意見ありがとうございます。

高田防災部長

ありがとうございました。それでは改めて前田様に拍手をお送りして、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

前田氏（資源エネルギー庁）

ありがとうございました。

【議題】

1. 島根原子力発電所2号機の規制委員会における審査の進捗状況等について（資料No.1）

高田防災部長

続きまして、これより議事に入りたいと思います。本協議会の要綱に基づきまして、市長が会長を務め、さらに会議の議長を務める事となっております。よって、議事の進行はこれから石飛市長が行いますので、よろしく願いします。

石飛市長

それではこれから議事を進めさせていただきます。まずは議題の第1、島根原子力発電所2号機の規制委員会における審査の進捗状況等について説明をお願いいたします。

防災安全課長

失礼します。防災安全課の足立と申します、よろしく申し上げます。大変失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、資料No. 1をご覧くださいと思います。まず1の島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性審査等の経過でございます。これは、2013年、平成25年12月25日、中国電力㈱から島根原子力発電所2号機の新規制基準に係わる申請書類を原子力規制委員会へ提出したところから始まっております。翌年、2014年、平成26年1月16日から原子力規制委員会による適合性審査が開始され、今年6月3日までに合計184回の審査会合が開催されたところでございます。

中国電力におかれましては、この間の審査内容を申請書に反映するため、島根原子力発電所2号機の新規制基準に係わる補正書を、今年の5月10日、6月14日、6月17日に原子力規制委員会に提出されておられます。

そして、冒頭の市長の挨拶等にもございましたが、今年6月23日開催の原子力規制委員会において審査書案が了承され、6月24日から7月23日までパブリックコメントが実施されております。

続きまして、裏面をご覧くださいと思います。2の島根原子力発電所2号機に関する想定される今後の手続きについて（イメージ）としております。この資料につきましては、下段に記載しておりますとおり、今年1月に開催いたしました、前回の安全対策協議会の資料に、これまでの経過などを加筆した資料になっております。赤いライン以降の部分でございます。今後ですが、国において設置変更許可の手続きが行われる事になります。許可されますと、経済産業大臣から原子力発電所立地自治体の島根県、それから松江市に政府方針が示され、併せて住民説明会が開催されると想定されております。

そして、政府方針が示されたことを受けまして、島根県から周辺自治体に覚書に基づく意見照会があると想定しております。この意見照会に対して、周辺自治体から島根県へ意見回答する事になります。

最終的には、周辺自治体からの回答を踏まえ、島根県が判断表明する事になるという事を想定しております。今後の進み方・イメージとしてご説明させていただきました。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

石飛市長

はい、説明が終わりました。委員の皆さまからご質疑・ご意見等はございますでしょうか。

光谷委員（9条の会）

裏面のところに、住民説明会というのが、設定されてる、行われるというふうに思いますが、主催が県と市の共催で、国と中電が説明をして、この説明会が開催されるということですがけれども、国の、発言はですね先ほど聞きましたけれども、極めて不十分な説明で、納得がいけないところがいっぱいありますからこの機会にまた質問できると思いますけれども、私としてはできたらですね、市と住民とが話し合う機会が、もてたらなと思っております。市主催で、住民と原子力について忌憚のない交流ができたというふうに思いますので、できたらこの期間にですね、市と住民とが話し合える機会を作っていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

石飛市長

事務局回答はございますか。

高田防災部長

市とそれから市民の皆さんとが話し合う機会をとというご意見でございますが、まずは住民説明会、県と市で共催をすることは、決まっておりますので、ご意見いただいた市と、それから市民の皆さんとの意見交換につきましては、後程また市の方で検討させていただきたいと思っておりますので、今日のところはこういった回答ということでご了解をいただければと思います。検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

光谷委員（9条の会）

今後検討していただけるということでしょうかね。

高田防災部長

はい。開催について検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

光谷委員（9条の会）

ありがとうございました。

石飛市長

はい。他にご質問ご意見ございますでしょうか。

吾郷委員（公募委員）

公募委員会の吾郷です。今、ご意見ありました市民と市の話ですね、お話し会ですけども、提案なんですけども、松江で「自分ごと会議」というのをやっておられた方々がおられて、それがすごく反対、賛成だけではない、いろんな人たちを踏まえた話し合いでよかったというコメント等を、聞いたんですね。私はその時に参加できなかったんですけども、もし、雲南市で「OKです。やりましょう」ということであればそういう会を利用されてやるのも、喧嘩腰にならずというか、ちょっと落ち着いた感じの話し合いもできるのかなと思います。提案でした。ありがとうございます。

石飛市長

はい。ありがとうございます。ご提案として受けさせていただいておきます。その他、何かご質問ご意見ございますでしょうか。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

はい。その他で。

石飛市長

今、現状この議案の1ですね、審査状況・進捗状況に関連して、ご質問ご意見ございませんでしょうか。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

今、2についてでしょ。

石飛市長

このペーパーですね説明資料ナンバー1。これに関連してでございます。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

これにイメージとして年表がついておりますが、先ほど、住民説明会開催がありましたね。その下に、島根県から周辺自治体の、覚書に基づく意見照会というのがありますが、これが私はちょっと勘違いをしたかもわかりませんが、最初に申し上げました、この前に、安来とか周辺自治体の、実際、覚書に基づく証明照会、これの主旨と目的はどういうこと

になりますかね。

石飛市長

ご質問は、この自治体周辺自治体に覚書に基づく意見照会とあるけれど、これとその中電に対する申し入れとの関係についてのご質問ということでしょうか。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

これはこの前の、1年前に見せてもらいました、安来と出雲と。あれとまた別の話ですか。1年前に見せられましたと思いますが、それでその2年前に申請しておりましたが、これをやらなきゃいけないと言って、それで私がたまたま最近から出始めて初めて見たときに、2年前のものが、一向に進んでおりませんので、「これはきちんとされないといけないじゃないでしょうか30キロ圏域にもかかりますので。誰がこれを進めていくものでしょうか」ということをこの前1年前に言ったわけです。

そのことでしょうかこれは。そのことの継続ですか？それとも新たにこういう自治体周辺の意見照会とは、どういう整合性がありますか？その2、3年前の話と、全然別でしょうか。

石飛市長

事務局、お願いできますか。

足立防災部次長

失礼します。今年の1月にお示しした資料をちょっと今日、皆様がたお持ちいただければと思ったんですが、お持ちではないと思うんですが、「島根県と出雲市・安来市・雲南市と、島根原子力発電所周辺住民の安全確保に関する協定に係る覚書」という、ものを結んでおります。

これにつきましては、「島根原子力発電所に関する重要な判断や回答するにあたって、島根県は周辺自治体の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。或いは、重要な判断が該当するときに、乙に説明する、回答すべき相手に対し意向として島根県としての考え方を届ける」という形で、島根県が最終的にこの原子力に関する重要な案件を回答する際には、周辺自治体の意見を聞くという覚書を交わしておりますので、それについて、今回、この2号機に関して、住民説明会が終わったところで、おそらく島根県から、この覚書に基づいて、意見照会があるだろうというところで記載をさせていただいております。以上でございます。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

はい。一応わかりました。

細田委員（雲南市議）

市議会の細田です。先ほど難波さんから話があったですけども、私も思うのはこのスケジュールについて、手続きのイメージがありますけれども、1月に難波さんの方からも言われたし私からも強く言ったのは、立地自治体並みの安全協定を求めなさいって向こうにボールが投げられているわけですから、それが無いのに回答がなくて、こういった手続きが粛々と進められることは、これはおかしいわけですし、雲南市としては、自治体の並みの安全協定を結んだ上で、意見照会があったり、雲南市が「いいです」とか「悪いです」とかという回答をすることは、これはまた、整合性はあるけれども。まだ向こうから何も変えとかない中で、こういったことが粛々と進むことは、これは有り得ないことだと、いうことを、難波さんが言ってるし私もそう思うんですね。

そのことをちょっと執行部は市長はじめ、肝に命じて手続きされないと、このスケジュールではいけません、ということをお願いいたします。

石飛市長

はい。ご意見ありがとうございます。この表には先ほどのいわゆる立地自治体並みの安全協定に関してのスケジュールが記載してない訳でございますが、ご指摘のご意見は、十分肝に銘じた上で、今後の県及び中国電力の動きに対して対応して参りたいというふうに思っております。

そのほかございますでしょうか。

はい。それでは後程また一括でのご質問の時間を受けることといたしまして、続いて議題の2、その他原子力防災に係る緊急時対応の取りまとめについてご説明をお願いいたします。

2. その他

(1) 原子力防災に係る「緊急時対応」の取りまとめについて

※資料提供のみ

足立防災部次長

はい。それではその他、原子力防災に係る緊急時の取りまとめについてでございます。

原子力防災に係る緊急時対応についてですが、これは原子力発電所の所在する地域ごとに設置されている、地域原子力防災協議会において、内閣府を含む関係省庁と関係自治体に参加し、関係自治体の地域防災計画や、避難計画を含む、その地域の緊急時における対応を取りまとめたものでございます。

島根地域の緊急時対応ということになります。本日は時間の都合上、資料提供のみとさせていただきます。後日改めて説明させていただく機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、本日のところは資料提供ということで、またお時間が許す時にご覧いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

石飛市長

はい、ありがとうございます。本日のところは、資料提供ということですね。

そうしますと、議題1も含めましてその他どういったご意見でも結構でございますが、ご意見ご質問があれば、お時間として受けさせていただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

吾郷委員（公募委員）

次回の会議の予定がここに、9月30日ということを書いてありますけども、この時に今日資料提供していただいたものをベースに、お話をするということですね。よろしいでしょうか。

石飛市長

よろしいですね。そういう考え方で。はい。

基本的にはそういう形で進めさせていただきたいと思っております。

吾郷委員（公募委員）

わかりました。ありがとうございます。

石飛市長

その他よろしゅうございますでしょうか。はい。

そうしますと長い時間ありがとうございます。ここで議事の方は終わらせていただきまして進行を事務局の方に戻させていただきます。ありがとうございます。

高田防災部長

ありがとうございました。それでは、改めて最後にレジメの方、ご覧をいただきたいと思いますが、先ほどご意見もいただきましたが、レジメの下段に次回以降の会議日程を掲載しております。

第2回の会議を9月30日木曜日の午後と決めておりますので、ご予約をお願いをしたいと思います。

第3回につきましては、11月10日ごろを予定しておりますので、2回3回、ご予約をいただければと考えております。

その際には改めてご案内をいたしますので、お忙しい中とは思いますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

用意しました議題、以上でございます。委員の皆様方から、全体を通じて何かありますでしょうか。

はい、どうぞ。

吾郷委員（公募委員）

たびたびすみません。先ほど光田委員さんから提案がありました、市民と雲南市とのお話という会がもし雲南市の中で決定するのは、ちょっと9月30日だと2ヶ月ほど先ということになって、そうすると、その原発の、事実上OKという、それがどんどんと進んでいくと思うのですが、これ、これより前に、9月30日よりも前に、決定を何かお知らせいただいたりとかができるんでしょうか。このときになりますか。

高田防災部長

開催の内容、また時期については、どちらも今後検討させていただきたいと思っておりますので、今日のところでの回答は、お許しいただきたいと思っております。

石飛市長

先ほどのイメージも含めてですね、現状いついつが決まっているものではないと、今後の議論の動向に応じてですね、もしかしたらこの会議の開催等も変更させていただいて、前倒しや、その時期を見てですね、変更等あるかと思っております。あくまでも現時点ではこのぐらいのタイミングでということで、ご理解いただければ。

当然、ありきで進んでるものではございませんので、状況に応じてですね、対応させていただくということは、ご理解いただければと思っております。

吾郷委員（公募委員）

わかりました。ありがとうございます。

高田防災部長

それでは終わりに市長がご挨拶を申し上げまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

石飛市長

はい。本日は大変長時間、ご参加いただきましてありがとうございました。また、多数のいらっしゃいましたご意見につきましては、真摯に受けとめまして、次回以降の議論にまた反映して参りたいというふうに思っております。

本日は大変どうもありがとうございました。